

|                                       |  |
|---------------------------------------|--|
| <b>① 件名</b>                           | (仮称)石巻第二霊園の供用開始について  |
| <b>② 施策等を必要とする背景及び目的(理由)</b>          | 石巻霊園における墓地建設(増設)が平成23年度で終了し、震災後の高まる墓地需要の中、震災犠牲者等の遺骨を納骨するため、石巻市南境字大衡山地内において、新墓地建設事業を実施しており、事業については今年度内完成の予定である。   |
| <b>③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性</b>        | <p>【根拠法令】</p> <p>墓地、埋葬等に関する法律及び同法施行規則<br/>石巻市霊園条例及び同条例施行規則</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・<span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">無</span>〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p> <p>震災復興基本計画<br/>             施策大綱2 市民の不安を解消し、これまでの暮らしを取り戻す<br/>                 5 生活環境の整備<br/>                     (2) 震災に係る犠牲者の哀悼施設の整備</p>   |
| <b>④ 提案に至るまでの経過(市民参加の有無とその内容を含む。)</b> | <p>(1) 平成25年12月 市議会定例会において工事費補正予算</p> <p>(2) 平成26年 1月 市内宗教法人から用地の寄附(登記済)</p> <p>(3)       "     2月 入札実施(19日)仮契約(24日)</p> <p>(4)       "     3月 市議会定例会において本契約承認</p> <p>(5)       "     5月 工事着手</p> <p>(6) 平成27年 9月 市議会定例会現地視察</p>   |
| <b>⑤ 主な内容</b>                         | <p>(1) 事業箇所 石巻市南境字大衡山278番1</p> <p>(2) 造成面積 39,358㎡</p> <p>(3) 事業期間 平成24年度～平成27年度(4年間)<br/>            (造成工事はH26年度～H27年度 H28.3月末完成予定)</p> <p>(4) 計画供用期間 平成28年度～平成47年度(20年間)</p> <p>(5) 施設等の概要</p> <p style="padding-left: 20px;">① 墓所数 2,080基<br/>             うち一般墓所 1,717基<br/>             うち個別集合墓所 363基(上・下段に1か所 計2か所)</p> <p style="padding-left: 20px;">② 納骨堂 1棟(最大で495個の骨壺を納骨)(震災による身元不明者等)</p> <p style="padding-left: 20px;">③ 駐車場 136台</p> <p style="padding-left: 20px;">④ その他 水洗トイレ 2か所</p> <p>(6) 工事費 1,839,258,360円</p> |

(7) 使用料

【算出根拠等】

- ・事業費に係る一般財源を使用料で賄う事を基本とし、現時点で見込まれる一般財源を墓地基数で除す方法とする。
- ・個別集合墓所と一般墓所の金額は、両墓所の面積割合と同割合とする。

【算出方法】

総事業費 1,927,901,500 円 (うち一般財源 650,225,900 円)  
一般財源 650,225,900 円 ÷ (一般墓所 1717 基 + (個別集合墓所 363 基 × 対一般墓所面積割合))  
= 一般墓所 358,415 円、個別集合墓所 95,939 円  
≒ 一般墓所 358,400 円、個別集合墓所 95,900 円 (百円未満四捨五入により百円単位に概数化)

【納付方法等】

- ・使用許可時に一括納付とし、使用料の還付は行わない。

(8) 管理料

【算出根拠等】

- ・石巻霊園等市有墓地の管理費用 (H25、H26 の決算額) を参考に供給計画期間における管理費用の平準額を見込み、使用者数で除す方法とする。
- ・個別集合墓所は一般墓所より植栽等に係る管理費用により管理費用が高額になると見込まれるため、管理料については一般墓所と同額とする。

【算出方法】

現状で見込まれる年間費用額 3,712,761 円 ÷ (一般墓所 1717 基 + 個別集合墓所 363 基)  
= 3,570 円 ≒ 3,600 円 (百円未満四捨五入により百円単位に概数化)

【納付方法等】

- ・一般墓所は、使用許可の際及び以後 5 年を経過するごとに 5 年分 18,000 円を前納とし、返還の際は年割により還付する。
- ・個別集合墓所の管理料は、墓所の性質上から許可の際に一括納入とする。また、負担期間は他市町村の例を参考に 25 年相当額の 90,000 円とし、納入された管理料は還付しない。

⑥ 実施した場合の影響・効果 (財源措置及び複数年のコスト計算を含む。)

(仮称) 石巻第二霊園の完成により、安定した墓地供給が実現できる。また、墓地設置後は管理料を使用者負担していただくことにより適切な霊園の維持管理が図られる。

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

県内他市の墓地及び市内民間墓地の使用料と管理料 (単位: 円)

| 区 分       | 墓域 4 m <sup>2</sup> 換算使用料 | 管理料 (年額) | 備 考            |
|-----------|---------------------------|----------|----------------|
| 仙台市いずみ墓園  | 450,000                   | 3,600    | 個別集合管理料 88,800 |
| 登米市迫佐沼墓地  | 280,000                   | 2,000    |                |
| 気仙沼市公園墓地  | 286,667                   | 3,000    |                |
| 塩釜市月見ヶ丘霊園 | 380,000                   | 3,000    |                |
| 石巻望洋苑     | 500,000                   | 8,400    |                |
| 日和山霊園     | 987,654                   | 10,000   |                |

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

平成 27 年 12 月 市議会定例会に霊園条例改正提案  
平成 28 年 3 月末 (仮称) 石巻第二霊園完成  
平成 28 年 4 月 1 日 石巻市霊園条例施行  
平成 28 年 5 月 市報 5 月号で募集  
平成 28 年 6 月 供用開始

⑨ その他

